

平成28年 2 月18日（木曜日）

美里町議会行財政・議会活性化
調査特別委員会会議録

（第1日目）

平成 28 年 美里町議会行財政・議会活性化調査特別委員会会議録（第 1 号）

平成 28 年 2 月 18 日（木曜日）

出席委員（13 名）

委員長 平 吹 俊 雄 君

副委員長 我 妻 薫 君

委員 千 葉 一 男 君

藤 田 洋 一 君

大 橋 昭太郎 君

橋 本 四 郎 君

山 岸 三 男 君

前 原 吉 宏 君

福 田 淑 子 君

柳 田 政 喜 君

鈴 木 宏 通 君

吉 田 二 郎 君

佐 野 善 弘 君

欠席委員（1 名）

委員 櫻 井 功 紀 君

議長 吉 田 眞 悦 君

議会事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 吉 田 泉 君

事 務 局 次 長 佐 藤 俊 幸 君

主幹兼議事調査係長 相 澤 正 典 君

平成 28 年 2 月 18 日（木曜日） 午前 10 時 00 分 開議

第 1 第 1 分科会中間報告について

第 2 平成 27 年議会報告会の検証と次年度への提案について

第 3 特別委員会の中間報告について

本日の会議に付した事件

- 第 1 第 1 分科会中間報告について
- 第 2 平成 2 7 年議会報告会の検証と次年度への提案について
- 第 3 特別委員会の中間報告について

午前 10 時 00 分 開議

- 委員長（平吹俊雄君） おはようございます。ただいまから行財政・議会活性化調査特別委員会を開きます。

座らせて進めさせていただきます。

ただいまの出席委員13名でありますので、本特別委員会は成立いたしております。なお6番櫻井功紀委員、所用のため欠席するとの申し出がありました。

平成27年議会報告会検証と次年度への提案(案)及び平成27年議会報告会結果につきましては、既に皆様にお届けしたとおりであります。第1分科会委員長から提出されました分科会中間報告書につきましては、既に皆様にお届けしたとおりであります。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 第1分科会中間報告について

- 委員長（平吹俊雄君） 日程第1、第1分科会中間報告についてを議題といたします。

第1分科会委員長から中間報告をしたいとの申し出がありますので、発言を許可いたします。
大橋昭太郎第1分科会委員長、登壇願います。

〔大橋昭太郎第1分科会委員長、登壇〕

- 第1分科会委員長（大橋昭太郎君） おはようございます。第1分科会委員長の大橋でございます。

これから、第1分科会中間報告を行います。

本分科会に付託された事項につきましては、1といたしまして、自ら運営できる議会といたしまして通年議会、事務局体制の強化。2といたしまして、議会基本条例の検討でございます。

経過といたしましては、以下のとおり3回にわたり会議を行っております。

検討結果につきまして、御報告をいたします。

通年議会の実施に伴う関係例規等の見直しを行いました。事前に配付している資料に基づいて御説明いたします。

まず、美里町議会会議条例につきましては、以上のような改正案を示しているところですが、議会の会期制度につきましては、条例で定めるところにより定例会及び臨時会とせず、毎年条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができるといったようなことで、3条に反映しております。

それから、定例日でございますが、条例で「定期的に会議を開く日、以下定例日という」を

定めなければならないものとされたことから、第４条に反映しているところでございます。

以下、この条例に基づき、規則等、それから、委員会条例等につきましての見直しを行ったところでございます。

さらに、美里町議会委員会条例につきましては、７条の２におきまして、活性化特別委員会、次のことを目的とするということで５項目にわたって今まで定めておりましたが、改正案におきましては、(２)災害時等緊急対策に関することという部分を削除しております。これは、通年議会を開催することにより、いつでも議長が議会を再開することができることから、この部分につきましては、災害時等におきましては議長が議会を再開し、さらには災害等におきましては特別委員の設置が即可能なことから、この部分について削除しております。

分科会の中におきましては、この７条の２の２項にわたる部分につきましては全部削除していいのではないかとといったような議論もなされたところでございますが、今現在この特別委員会において付託されている事項を検討していることから、この部分については今後の課題とすることといたしました。

以下、運営基準等の見直しもこれらに基づいて検討し、改正案を提示しているところでございます。

なお、この検討をしている中におきまして、議会の招集行為につきましては、毎年条例で定める日の到来をもって町が当該日にこれを招集したものと見なすと規定されておることをお含みおきいただきたいと思います。以上、簡単でございますが、条例等の見直しにつきましての報告とさせていただきます。

今後の課題といたしましては、事務局体制、それから議会基本条例について検討していくこととしております。以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○委員長（平吹俊雄君） これをもって、第１分科会委員長の報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑については自己の所属しない分科会の委員の質疑を許可いたします。質疑ありませんか。ありませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で第１分科会委員長報告に対する質疑を終結いたします

お諮りいたします。

第１分科会中間報告について、委員長報告のとおりとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（平吹俊雄君） 異議なしと認めます。よって、第1分科会委員長報告のとおりとすることに決しました。

日程第2 平成27年議会報告会の検証と次年度への提案について

- 委員長（平吹俊雄君） 日程第2、平成27年議会報告会の検証と次年度への提案についてを議題といたします。

平成27年議会報告会は、実施要綱に沿って行い、その取りまとめについては、平成27年12月24日に開催された本特別委員会で確認され、可決いただいたところであります。実施要綱では、検証と次年度実施に向けた提案については合同会議で行うこととしておりますので、合同会議において平成27年議会報告会の検証を行い、次年度への提案について提出をしていただきました。その内容は各委員に事前配付しており、お目通しいただいたと思いますが、改めて合同会議座長の説明を求めます。我妻 薫合同会議座長登壇願います。

〔我妻 薫合同会議座長、登壇〕

- 合同会議座長（我妻 薫君） 合同会議の座長を務めました我妻でございます。

既にお手元に案をお配りしてあるかと思っておりますので、これに沿って御報告申し上げます。

平成27年議会報告会検証と次年度への提案ということで、案を示しています。

次のページに経過がありますが、今、委員長から申し述べられたとおり、合同会議として検証を行って、次年度に対する提案を行うことになりました。

検証の結果についてであります、3点ほど記載しております。

1つは、報告会の開催内容を確認したところでございまして、出席者については昨年より減少しておりますが、59名ですかね、減少していることになります。

2つ目は、懇談会方式を取り入れまして、常任委員会の研究テーマを中心に町民から活発な意見が出されているわけでございますが、それについては可能な限り、その後の経過を含めまして政策提言に反映されているという認識をしております。

3点目は、報告会取りまとめの対応欄の内容が、議会としての回答かどうかの判断に大変時間を要しました。これは例年、合同会議でいつも悩んでいる、悩みの多いところでございます、主に次年度への提案の中では、この点について多く議論がされた経過がございます。

そういう議論の経過の中から、次年度への提案として3点ほど提案を申し上げます。

1つ目は、引き続きこれまでの懇談会方式で実施するということを確認しております。

2つ目ですが、町民の声を直接かつ広く聴取し、それらを集約して全議員の共有化を図るこ

とに重点を置くという確認をしておりますが、これについては、今一番最初に申し述べました住民の声を直接かつ広く聴取する。そこに多くの目的を持って実施しようということでございまして、町民から出された声をそれぞれの班に分かれてやるわけでございますが、その内容をほかの班の議員も含めて全体で共有化する。町民の声を全体で受けとめることに主眼を置こうというところが、合同会議の主な提案の結果であろうと思います。

したがいまして、今の２点目を含めて次のことについて要綱改正を行って実施するということになりました。したがって、報告会の取りまとめは、意見、要望などの集約のみとするということでございます。

なお、この合同会議の各班長さんと特別委員会副委員長の私とで構成されていますが、大分悩みながらも全会一致でこういう内容の提案を申し上げることになったことをつけ加えさせていただきます。

したがいまして、それに基づきまして、その要綱案が関連するところについて、かわるところですね、御説明申し上げたいと思います。

お手元に新旧対照表が配付されているかと思いますが、最初の１ページ目については今の議論と直接には関係はございませんが、２番目の時期及び開催場所についてでございますが、開催は、年１回を基本としていましたけれども、それを年１回、１０月を基本に実施する。年１回は同じでございますが、開催する時期は１０月を基本にするということで、若干の柔軟性を入れるということも含めて、こういう表現に変えてはどうかということでございました。

２ページ目については、ただいま提案の中でも申し述べたところの関連でございまして、(２)合同会議等の中の でございます。済みません。その前、(１)の中の７) ここが左の古いほうではアンダーラインが引いてあります。ただし、議員の個人見解は議会報告会結果には載せないという記載がございましたが、先ほど申し述べましたように町民の声を集約する、意見を聞いて全体化することに主眼を置くことにしたものですから、回答とか対応欄はなくなるということになりますので、それに基づきまして、その回答しているところについての文言でありましたので、議員の個人見解云々は載せなくてもいいだろうということになりましたので、そこは削除するということになりました。

続きまして、先ほど触れようとしたんですが、(２)１) でございます。

今のものも関連するわけでございますが、調整分類し、回答案の作成を行うとなっておりますが、回答案の作成はなくなるということでございますので、調整分類を行うという作業だけになるということで、回答案の作成については削除になることとございます。

3 ページの一番上の行でございますが、これも当然先ほどの関連でございます。

これまでの要綱ですと、整理し、意見、要望、提言等の回答について確認するという記載がありましたが、先ほど申しましたように回答をしないということになりますので、その内容を整理し確認するという表現だけになるわけでございます。

8 番目でございますが、これも同じ対応でございますが、(2) これは執行部への意見、要望ですが、これについても、これまでは全て執行部から、町民の意見を伝えた結果について全て回答をもらうようにしていましたが、それも必要ないのではないかということでございました。あくまでも執行部には伝えますが、その回答についてまでは追求しないというか、そういうことでございますので、回答ではなくて対応を求めるというだけに文言を変えてはどうかということでございます。

(3) についても、速やかに回答書を作成するとありますが、これはなくなるということでございまして、速やかに集約して、全議員の共有化、一番最初に申し上げた主たる目的のところになるうかと思いますが、全議員の共有化を図るためのその作業を行うということでございます。

次の、これまでの(4) これについては、これも回答に関連するところでございますので、これは削除するということでございます。したがって、前の(5)を繰り上げて(4) となりまして、これも結果となっておりますが、それはあくまでも集約結果と。町民から出された意見を集約した内容についてホームページ及び町の行政情報コーナーで公表するというところで、集約の文言を加えて集約結果ということにしようということでございます。

以上が要綱の関係でございまして、次の運営基準もそれに関係しまして、関連するところについての変更でございます。これも新旧対照表をごらんいただきまして、お願いしたいと思いますが、132、一番最初に言いましたけど、開催の期日のところでございまして、要綱に沿って年1回10月を基本にということで直します。

それから、136については、参加者の意見、要望は、各班で取りまとめ、特別委員会で整理するとなっておりますが、合同会議で整理し特別委員会で確認すると。先ほど言いました合同会議で出された意見の集約を整理するというところでございますが、その後に特別委員会で確認することに変更するというところでございます。

137については、回答に関することでございますので、要綱と同じように削除することでございますが、条項そのものを削除すると、運営基準の条項を全て条繰上げという手続をとらなくてはならなくなるものですから、137は残しまして、その内容について削除という文言を

記載して、字句改めるという改正にするというやり方にしました。

138については、これも回答書がなくなりますので、集約結果は、これは要綱に基づいて同じ表現に変更するということでございます。以上で検証と次年度への提案に関する報告を終わりたいと思います。

- 委員長（平吹俊雄君） これをもって、合同会議座長の説明を終わります。

これより、委員各位の御意見をいただきたいと思います。検証と次年度への提案について、分けて行いたいと思います。まず、平成27年議会報告会の検証について御意見をいただきたいと思います。

御意見ありませんか。（「なし」の声あり）意見がないようですので、御意見なしと認めます。

検証については案のとおりとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（平吹俊雄君） 異議なしと認めます。よって、平成27年議会報告会の検証については、案のとおりとすることに決しました。

次に、次年度への提案について御意見をいただきたいと思います。次年度は、要綱を改正して実施すべきとの提案がなされておりますので、実施要綱の改正内容を含め、御意見をいただきたいと思います。

御意見ありませんか。大橋昭太郎委員。

- 委員（大橋昭太郎君） まさに検証結果について異論はないんですが、その中で、実際に検証とともにこの要綱案等について、確認の意味でお聞きしたいと思います。

1つには、（２）の合同会議の調整分類を行う部分でございますが、来年度からの要綱によりますと、個人の見解は議会報告会結果には載せないといったものを、今度は個人の見解もそのまま出てくるんだろうと思いますが、1つには、その意見、要望、提言等をそのまま、後の報告にも関連しますが、調整分類を行っていくものなのか。

それから、もう一つでございますが、この辺の考えを、1つには、議会報告会後の対応の中に集約し、全議員の共有化を図る。例えば、いろんな自治体の中、町民から出されたさまざまな意見、要望、提言等について、これは必要であると見なされるようなものを研究テーマとして、これを審議していくといったような議会もあるようでございますが、この辺についてどういうふうなお考えがあるのかお聞きしたいと思います。

一番最後の集約結果の載せ方にも、調整分類から集約結果のホームページや行政情報コーナーでの、何というんですかね、報告の仕方についても具体的にお願いしたいと思います。

- 委員長（平吹俊雄君） 我妻合同会議座長。
- 合同会議座長（我妻 薫君） 大きくは2点でよろしいんですね。

調整分類を行うということで、これまでの回答書案の作成を削るということと、上の議員の個人の見解との関連という2つを関連して聞かれたのかなと思いますが、前段に申しましたように、あくまでも町民の意見、要望等を聞くのを主眼とするということでございまして、これまでは、それに対して回答する対応欄も全部報告の中には記載していました。それで、不十分な点については後で回答をするという取り扱いをずっとこれまでやってきました。その対応欄についていつも悩んできたというのが、先ほど登壇して言いましたが、これが本当に議会の見解なのか、議員個人の見解なのか、その判断に大変苦慮したということでございまして、その個人見解というのは、そこの欄に主に該当する内容なのかなということでございます。

しかし、今度の中では、報告書をちょっとイメージしていただければいいんですが、対応と回答欄は載せないということに、集約している中にも載せないということでございました。あくまでも町民からどのような意見、要望が出されたのかを、それを基本的に整理する。ですから、議員もいろんな意見交換はあっていいんですが、あくまでも町民の意見はこういう意見が出されている、こういう要望が出されている、こういう提言が出されている、それをまず丁寧に受けとめようと、そこに主眼をおこうということでございまして、それに対する議会として、あるいは議員個人としての対応については、まとめの中には触れないということでございますので、そこには個人見解云々は必要ないだろうということでございました。

ですから、質問ということに対しての、それぞれその場でいろんな対応ができるものがありますけれども、その回答も、この回答でどうしてもというのは、あとはその町民の皆さんから個人的に議会なんかにも今までもいろいろ来ていますし、あくまでもその回答に主眼を置くことではなくて、あくまでも意見を聞くほうにやろうと。そういうところで冒頭に申しましたように町民からの意見、要望、提言等を聞くのを主眼とする報告会にするんだと。そういうことで、さっきも言いましたまとめのところは対応欄、回答欄は、もうそこは触れないことにするという関連で、個人の見解も必要ないだろうとなりました。

ですから、調整分類についてはあくまでも、意見なのか要望なのかとか、そういうところについての分類はこれからは必要があるだろうということで、その分類は合同会議でやる必要があるのではないかということでございました。

あとは、集約し共有化を図るというところ、議会对応後でございますが、ほかの議会ですそれを議会として受けとめるかどうか、いろいろあろうかと思います。合同会議の中でも、全議員

の共有化を図るということによって議員個々がこういう問題について政策提言に反映するということも出てくるだろうし、あるいは必要によっては常任委員会で町民の意見、要望について取り上げて、常任委員会の政策課題として検討することにつながることにまいります。いずれその内容を率直に議員全体で共有化して、その内容によって議員個々人が一般質問という形で政策提言に反映する内容も出てくるだろうし、さっき言ったように常任委員会として受けとめて委員会の活動に取り入れていくということもあり得るだろうし、そういう前提の共有化を図るという意味で、ここは議論されてきたと思います。以上でよろしいでしょうか。

○委員長（平吹俊雄君） 大橋昭太郎委員。

○委員（大橋昭太郎君） 議会報告会の我妻座長が、まさにそのとおり、もしかしたら本来の議会報告会の姿を今述べられたところかと思います。それから、集約し全議員の共有化を図り、まさにその反映は議員個々でもあるし、あるいは常任委員会でもあらうと思いますが、しかし、議会報告会というそのなされた中から、例えば常任委員会であれば、年間研究テーマはもう既に決まっているところでもあるかと思います。そういったような中、議会報告会から出された中で、これはぜひ早急にであったり、あるいは重点的にこの出された意見等について審議しなければならない部分というのは出てくるのではないかという想定をしたものですから、そういったようなことでこの共有化を図り、さらにもう一考なりがあって、その議会報告会での、例えばその重要であらう、緊急であらうテーマを特別委員会の中で議論していく必要はないんだろうかという疑問があります。

基本的にはこの改正案で同意できるものでございますが、その部分について多少の懸念があるものですから、もしよろしければ座長からもう一言その辺について伺いたいと思います。

○委員長（平吹俊雄君） 我妻合同会議座長。

○合同会議座長（我妻 薫君） 内容によっては緊急性を要する等々の内容も出てこようかと思いますが、しかし、それは合同会議で集約する云々の前の、合同会議で確認しなければ対応しない人たち、もう緊急事態でしたら、もう既に実際問題、現実対応で、この今回の報告会でもそういう対応は、本当に緊急なところについてはやってくる経過がございますので。ですから、それを文言で、合同会議で分類して云々としたらば、緊急でなくなるんだろうと私は逆に思います。

ですから、あくまでも報告会から来たものは、なるべく共有化を図るということにまず主眼を置いて、それは、あとは特別委員会なんかに、緊急性等が出た場合、それは合同会議云々の前に、合同会議でしたら、もう既に合同会議の任務は決まっていますから。（「報告会の内容、

報告会議後の対応の部分で……」の声あり)ですから、今言ったのは、報告会后となれば緊急とかにはならないだろうと思います。ですから、さっき言われた緊急とかそういうものに対しては、報告会后というか合同会議後とはならないだろうと思いますので、ここには別に触れませんでした。これは本当に必要性があればすぐ特別委員会の問題にするとか、それは班長を通して各委員長に伝えてやるとか、そういう緊急性については、この合同会議の任務の中からは触れてなかったので、この要綱にも改正にも触れておりませんでした。ただ、さっき政策提言活動は翌年度、動いているとありました。ただ、政策、常任委員会によっては単年度単年度で検討していきますから、2年度続ける場合もあるかもしれませんが、それは全員で共有化を図ることによって次年度の政策提言活動に取り入れることは、反映することは十分あり得るだろうと思います。

○委員長(平吹俊雄君) 大橋昭太郎委員。

○委員(大橋昭太郎君) 基本的にはこの要綱で結構だと思いますが、共有化を図ることもまさにそのとおりであると思います。緊急性それから重要課題というものも恐らく示されてくるものだと思います。我妻副委員長、そういったようなものが出てくれば特別委員会にということでございますので、要綱にうたわなくてもそういったような部分で対応できる見解を示していただきましたので、以上でよろしいです。

○委員長(平吹俊雄君) そのほかにございませんか。福田委員。

○委員(福田淑子君) 2番福田です。(1)7)記録についてですけれども、記録には回答を載せないと審議されて、今回提案ですけれども、私たち、回答を見て初めて常任委員会の中で審議されているものがこれなんだなという確かなものについてはいいですけれども、その記録を、回答の部分を見て初めて常任委員会でこれはまだ審議していないということもわかったというのが、前回も多々ありました。それで、この記録というのは、あくまでも議会報告としての報告書になると思うんですけれども、私たち、作業する中で、各班でどう回答したのかというのが今まで書かれてきたものですから、それが初めて目にして、さっき言いましたように常任委員会でまだそれは審議していないとか、確認していないというのがわかったというのがありましたので、その点についてはどのように今回、今後ですね、来年からしていくのかなという疑問がありますので、お願いしたいと思います。

○委員長(平吹俊雄君) 我妻合同会議座長。

○合同会議座長(我妻 薫君) まさに今、福田委員から言われたところがこれまでの一番悩み多いところでございますので、その回答を書いたために、これは議会としての回答じゃないよと

言われました。議会としての回答じゃないと言われるのであれば、入れないほうがかえっていい。個人の見解になるから入れないほうがいい。入れなければ今言われたことについては、何もわからない。堂々めぐりです。議会で決めていないことを載せたがために、まだこれは議論していないよというのがわかったというのであれば、これは最初から、じゃあ全部個人の見解を載せろということにもつながります。それを載せないようにして、議会のことしか載せてはだめだよというのが対応欄でしたから。それを議会として確認したことしか載せてはだめだということに戻れば、今言われたようなことはあり得ないんです。全部議会で、常任委員会で確認したことしか載せないんだから。議論していないことは載せないんだから。

ところが、今まで議会議論していないことも載っていたがために、これが違う違うと、問題で何回も何回も議論された経緯がございましたので、ですから、本当に議論されていないことがここでわかったということには、それは今までの個人見解を載せないということとはちょっと矛盾するんだらうなと思いますので、ですから、今言われた質問が、これで初めて議会で議論していないことがわかったということについては、ちょっと今まで悩んできたことと矛盾するのかなと。私、ちょっと今、質問は、はっきり言ってわかりませんでした。

○委員長（平吹俊雄君） 福田淑子委員。

○委員（福田淑子君） 記録は載せないというその意味はわかりました。しかし、各班で町民から質問が来ました。それに対して議員が答えます。常任委員会の議会としての回答なんだと町民は受け取って、そのまま一人歩きする場合があると思うんですけれども、その辺の対応、じゃあ来年度はどうすればいいのかなというのでちょっと悩みがありまして。あくまでも議員の個人の考えですよ最初からうたっているのであれば、それは構わないと思うんですけれども、町民にしてみれば、じゃあ常任委員会の見解はどうなのか、議会の見解はどうなのかということで聞いてくると思うんですけれども、その辺を分けて回答しなきゃならないのかなという、ちょっと来年度に向けて不安がありましたので、お聞きしたんですけれども、その辺についての対応はどうすればいいのかなというので、今お話ししたんです。

○委員長（平吹俊雄君） 我妻合同会議座長。

○合同会議座長（我妻 薫君） わかりました。確かに若干の来年度の課題について今言われたことが。ですから、何回も言いますが、議会として各班で議長の確認事項で答えると、ほとんど難しかったのが実態でございました。あるいは常任委員会で決めたことも常任委員長が全部いるわけじゃないんで、これも全部常任委員会としての正式な回答ですということも今までなかなか難しかった。ただし、なるべく議会として答えましょうということで、対応してきたん

ですよね。それで、個人見解は載せない、区分けするとなったんです。確かに今言われたように、これからだってそう聞かれると思います。合同会議で正式な会議文書に残っていないかどうかかわからないですが、やはり議員も率直な意見交換の場にしようやと。そして、ただし、町民からの意見、要望、提言、これを基本的に正しく受けとめて、みんなで共有化しようや、そこに重点を置こうや。その中には、ですから、議会として議長として答えられる意見とか、それはかなり厳しくなるだろうと。そういう意味では、どう表現したらいいかあれですが、これからのこれを認めてもらうようになれば、あくまでも議員個人として意見交換をやるということであって、議会としてこのようにしていますとか、このようにしますとか、そういうことはなるべく、なるべくというか、そこが基本ではないということになれば、ですから、どのように各班でやるか、今度やっていく中で話し合わなくてはならないと思いますが、あくまでも議員個々人の意見としてですというのを前段に町民の皆さんにも確認しておいて、あくまでもこのお答えしているのは、それぞれお答えした議員の個人の立場でお答えしていますとなるのか、その辺については、今後具体的に実施する際に御相談していただければいいのかな。ただ、そこまで文言上は、整理はできませんでした。

○委員長（平吹俊雄君） 福田委員。

○委員（福田淑子君） 町民にしてみれば、前段にこれから回答する、聞かれたのは全て議員個人の考えですという方針で行くということで、ここで確認しないと。例えば町民は、じゃあ議会はどう考えているんだという質問をしますからね。常任委員会で、今例えば研究テーマについてお聞きするときには、常任委員会としてはこれです、これですと説明してきているものですから、これから町民の意見を集約するというのに重点を置いて、これから、例えば聞かれた場合に回答するのは、あくまでも議会じゃなくて議員個人の考えですと位置づけしないとだめなのかなと思うんですけども、そのようになるという方針ということでしょうか。

○委員長（平吹俊雄君） 我妻合同会議座長。

○合同会議座長（我妻 薫君） 今言われましたけれども、常任委員会で確認しているもの。これはあくまでも常任委員会ではこのように確認していますとはっきり言えます。これは議員個人個人ではなくても。ただ、それに付随するいろんな議論をされてきたことをどう思うんですかと言われたときには、何回も言いますが、これは常任委員会で確認していません。ですから、それを外れるものは議員の個人の見解ですから言えません。そう今まで規制してきたはず。ただ、常任委員会で確認してきたものは、素直に文書化されている。あるいは議会で確認していることも文書化されていたりしている。これは、はっきり議会としてはこう確認して

いますと、これは誰が答えても同じことだと思います。議会としてこう確認しています。常任委員会としてはこう確認をしています。これはどこの班会に行ったって、それは誰が言おうとしたって言えるはずです。常任委員会として確認、議会で確認していることは。ただ、それ以外のちょっとはみ出たものについて、今まで悩みが多かったということでございましたので。ですから、そこについては、基本的にその常任委員会で確認していない、いろんな意見交換も出てくる。それはあくまでも議員の個人的な意見交換と基本的には受けとめてやったほうがいいのかなという基本的なところでございます。

○委員長（平吹俊雄君） 福田淑子委員。

○委員（福田淑子君） 常任委員会あるいは議会で確認していると、みんな同じふうになればいいんですけども、前回、回答として上がってきたものの中に常任委員会として確認していないことを話されて、それが常任委員会の確認事項だと書いていたものもあったものですから、議会の関係もそうなんですけれども。ですから、それが、じゃあ次回はどうなるのかなと今ちょっと心配しているので、同じ共通認識に必ず立っているとは前回ならなかったと思うんですね。ですから、それは違うんだという記録が出てきて初めてわかったというのがありましたので、その辺について、じゃあまさかそこで議員が、いや、それは違うとお互いにそこで議論できないものですから、ということがあったと思うんですけども、その辺についてちょっとどうすれば、じゃあ今後どうすればいいのかなと。必ずしも同じ見解、確認事項だとして話されているとはならなかったものですから、ちょっと心配なので、今後どうすればいいのか、その辺がちょっと心配でしたので、お聞きしたんです。

○委員長（平吹俊雄君） 我妻合同会議座長。

○合同会議座長（我妻 薫君） ということは、確かに、特にこの前のこの報告会の経過からいえば、今のような問題がかなり多かったでございます。ただ、そのときに、じゃあこれまでもちゃんと、これからも載せるとなれば、そうすると議員個々人の対応したものをチェックするために載せなさいとも読み取れるんですね。こんなことを議会で言っていないよということと、もう一回今度訂正で回答しなきゃならない。ですから、基本的にはこれはあくまでも常任委員会で、ですから、じゃあ常任委員会で決めたと言っていて、そこに常任委員の人たちはいろんな意見を、政策提言ですから、いろんな意見交換をしながら文書にやっとまとまっていくなすよね。その委員個々人は、その経過の中でもこういう議論がされたとか、そういう経過がたまたまあの報告対応欄に入っているのが多かったんですよ。それは決めたことじゃないけれども、議論の経過だよということでこれは載せてだめだよとか。ですから、その対応欄が果た

して組織で確認したことかどうかの判断がかなり難しかったと。ですから、あくまでも議員個人として、この議論の中では私はこう言った経過がございますとか、この途中でこういう資料の研さんがありましたとか、そういうことについては、あくまでも議員個人の経過として町民に説明してもらおうと。ですから、議会で決まったことは文書で出ていますから、それにのっとったものは別に個人でなくてもいいと思います。ただ、そのほかのいろんな付随することの補足する議論は、今まで対応欄に載せたら、これは決めたことじゃないから外せとなるわけでしょう。だったら最初から対応欄は別に載せなくても。ただ、あくまでも議会の報告会の中では誰々議員がこう対応しましたよと、これはあくまでもテープにとって記録は残ってきますけれども、よっぽど問題があれば、その後、その常任委員会の中で問題に……。ただ、この対応欄はあくまでも議会として、常任委員会として、組織として対応するんですよ。今までの規定から言ったら、ほとんどここは意味がないなと。そこで、本当にこれがどうのとそこだけの議論で合同会議がほとんど費やされてきたわけでございますから、ですから、それをやるんだったら、あくまでも本当に文書で残った確認事項以外は、ほとんど議員が個人的に私はこう思うんですというところ。ですから、それは班長の中で、今のは誰々議員から見解としてちょっと述べてくださいとか、そういうことになるのかなと。その細かい点については、今後の運営の実施の中でどのようにしたらいいのか議論していただければと思いますが、少なくとも今までどおりの対応欄、回答欄に記載することは、今回は、今度からは外そうという提案でございます。

○委員長（平吹俊雄君） 福田委員、今、合同会議の座長がお話しした内容については大体理解したと思うんですが、その中で、いわゆる懇談会方式の中で個人的に言った場合に一人歩きするんじゃないかという心配かと思いますが、今、座長が言ったとおり、やはりその旨については、班長の進め方もあろうかと思いますが、最終的にはあくまでも個人見解という形をとってくださいということでございますので、その辺は議会の班会議でも、その辺、進行についてはその班内で進めてもらいたいという考えなんですが、その辺よろしいでしょうか。福田淑子委員。

○委員（福田淑子君） 私が言いたいのは、常任委員会あるいは議会で確認していることを話すのは、私は別にいいと思うんです。ただ、その確認されているものが別な回答になっている場合があったので、その辺でちょっと不安が、今後どうすればいいのかなという心配があったのでお聞きしたんです。以上です。

○委員長（平吹俊雄君） わかりました。

そのほかにございませんか。佐野委員。

- 委員（佐野善弘君） 13番佐野でございます。実施要綱の新旧対象の3ページの8番の（4）議会だよりの掲載についてでございます。

現在は議会だよりの概要というか、会場とか人数とか回答とかを載せているんですけども、これですと、今後は削除となっているんですが、その辺の回答は作成しないということで、これは載せられないと思うんですけど、その辺の今後の掲載の内容についてはどのようなになるか、お尋ねいたします。

- 委員長（平吹俊雄君） 我妻合同会議座長。
- 合同会議座長（我妻 薫君） 議会だよりに載せる云々は、合同会議では今後については議論していません。ただ、さっき言った問題になっている回答は、今までは回答を中心に議会だよりに載せてきたということでございますから、その回答は今度出さないよということになったものですから、この（4）は削除したということでございまして、今後、ですから、回答ではなくてどのように議会だよりに載せるかについては、そこまでは合同会議としては検討はしておりません。
- 委員長（平吹俊雄君） よろしいですか。あくまでも回答は載せないということですので、経過については議会だよりの中で、委員会の中で調整されると思いますけれども。

そのほかにもございませんか。柳田委員。

- 委員（柳田政喜君） 4番柳田です。先ほど来、福田委員が言っていることと、私、ほとんど同じなんですけど、現在の状況ですと調整分類はできているんですけども、このようにかかりますと検証とフォローというものができないと思うんですよ。その辺についてどのように考えているのか、もう一度お聞きしたいと思います。
- 委員長（平吹俊雄君） 我妻合同会議座長。
- 合同会議座長（我妻 薫君） ちょっと十分理解できないんで、検証とフォローについては、町民からいろんな意見が出されたことにどのように反映するかとか、そういったものについては、やっぱり議会報告会の意味で中心に課題、それがどうなっているのかについては、その前年検証になったものがまた出されたとか、いろんなそういう意味での検証はあろうかと思えます。今言われたのは、じゃあ主に対応欄、回答欄についての検証だけで言われるのであれば、それはなくなると思えます。
- 委員長（平吹俊雄君） 柳田委員。
- 委員（柳田政喜君） 説明が足りませんでした。済みませんでした。あくまで議員個人が、個人の意見として回答したのに対して町民がどのように理解したかということに対しての検証

と、あくまで個人的なことと言いながらも、それが一人歩きするという、先ほど来、話がありましたけれども、それに対するフォローというのは、回答である程度示せるものだったと思うんですよ。あくまで本当に正式なものか個人見解なのか、その部分の検証が調整分類だけではできないと思うんですね。ですから、実際議員が答えたことを、その場で答えたことに対する部分をどのように最終的にはフォローしていくのかということが必要だと思うんですよ。その部分についてどのように考えたのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（平吹俊雄君） 我妻合同会議座長。

○合同会議座長（我妻 薫君） もう最初から、議員は、何か今までの検証は、議会で確認したこと以外議員がしゃべっているかしゃべってないか、それだけの検証をしてきたように何か今の言うことは見られるんですが、本来議会報告会は、そのためにやってきたんじゃないだろう。そういう意味で、あくまでも聞くほうに主眼を置こうということにして、さっき言ったようにそれに対して議員のは、基本的には、さっきも委員長から出ましたけれども、各班長に今は誰々議員の見解ですからと一々その班長の中で確認していただくようにして、どこからどこまで、はっきり言って合同会議がその場だったのかどうか。実際そういう場でございましたね。一々今度は常任委員会に戻して、これどうだったのか、なんなの。そこにえらい労力を費やして、もっと町民の意見を聞くとかそっちのほうに主眼を置いた、それをどう政策に反映するのか、そっちのほうの検証に重点を置いたほうがいいんじゃないかというのが、この合同会議でそっちに労力を費やされるよりもまず聞くほうをやろうといった大きな意味でございましたので、議員個人の発言チェックの場ではなかったと思うんです。議会で確認した以外のことを言ったら、それはあくまでも誰々議員の個人的見解ですよと。そういうことで基本的に進めるような手だてを今後考えていくほうがもっと前に進むんじゃないのかなと思いますので、その検証については、ちょっと意味のすれ違いがあるのかと思いますが、以上でございます。

○委員長（平吹俊雄君） 柳田委員。

○委員（柳田政喜君） 確かに委員長の言うとおりだと思います。ただ、私、この懇談会方式になってから参加させてもらっています。その中でやはり議員と住民とが会話を懇談会方式でしていくことによって、町民の方にその場で理解してもらえる部分が随分多かったと思います。その中でやはりどうしても、いろいろ議員も思い込みの部分で、全て今まで回答があった部分でも間違いだったり、勘違いだったり随分あったと思いますよね。そういうのが、本当に一人歩きする部分が怖いと思っています。それをやはり最終的に今までは判断することができて、回答も修正することもできたと思うんですよ。これだと本当にそのまま調整分類だけであれば、

その場で議員は答えることはないのかなと最初は思ったんですよ。いろいろ話を聞いて、それはないなとは思ったんですけども。やはりこの部分は、班長が最後に意見を集約するときにその辺の調整はある程度できるんでしょうけれども、全体としてもある程度お互いにチェックし合う機能も必要なのかなと思うんです。その部分についてはどのようにお考えなのか、ちょっとお聞きしてよろしいですか。

○委員長（平吹俊雄君） 我妻合同会議座長。

○合同会議座長（我妻 薫君） 今も言いましたけれども、議員がチェックし合うための合同会議だったのかなと一瞬思います。ですから、全体が1カ所に行ってやるんじゃないので、4人、5人とかに分かれて行くので、その中ですからチェックという言葉は使っていいかわからないのですが、明らかにこれは議会で決めたことじゃないよということを言ったら、やっぱりお互いにそれは誰々さんの見解ですねとか、そういうことをお互いに確認し合うということもこれからの進め方の中では必要かなと思います。班長だけに任せることなくね。ただ、はみ出したことを言っただけというのは、今まで議会の決定事項か個人の見解かの違いがずっとここ、議論になっているのはね。議会で決めたことではないことを仮に誰々議員が言ったとなれば、後で町民から言われても、それはあくまでも誰々議員の個人的な見解ですよと言うしかないんですよ。だから、その辺についてはその都度その都度、人間誰でもちょっと認識が違って、確認されたと思って言ってしまうかもわかりません。それを一緒に行った人のチェックが漏れて通ったかもわかりません。ですから、基本的にはあくまでも議員個々人が責任を持って受け答えする。それを基本にして、あくまでも町民から意見を聞くほうにまず耳を中心にしてやろうということであって、ですから、さっき言ったように何回も言いますが、議会の決定と議員個人のその区分けをどうするのかは、各班の進め方の中でお互いいい知恵を出し合って、今後やっていく必要があるのかなと。ただ、この報告書に文書として残すことは、かえって混乱するというので次回から外したほうがいいですよというのが、対応欄、回答欄を外すという意味でございました。

○委員長（平吹俊雄君） 柳田委員、わかりましたか。柳田委員。

○委員（柳田政喜君） そうですね。基本的に、ただこの書類を見たときにわからなかったのが、全体の流れなんですけれども、実際聞くほうに重きを置くということですが、今の懇談会方式でも聞くほうはきちっとできていると思うんですね。要は、その後の質問と回答の整理の部分でどれを載せることかだと思うんです。副委員長の今の説明ですと、聞くほうに重きを置くということになっていますけれども、聞くほうは回答はどうしよう、回答を載せる、載せないに

関係なく聞くほうはちゃんと聞けると思うんですよ。今でもできていると思います。ですから、聞いたことに対して私は検証をきちっとしてフォローとして間違いがなかったかということを私、言っているだけであって、聞くほうに重きということで、それはちょっとできないと思うんですね。あくまで今でも全体的に聞くことはできていると思っていますので、ただ、最終的に整理する書類に対して、聞いたことを重点的に載せるということだったらわかるんですけども。違いますか。（「責任を持って答えろ」の声あり）それはわかります。責任を持って答えろということはわかりますけれども、やじに返答してしまいましたけれども。ただ、やはりその辺の最終的なチェックというか、チェックは私もあんまりよくはないと思いますけれども、みんなでの検証の場がもう少し必要なのかなと思います。以上です。

- 委員長（平吹俊雄君） 柳田委員、今、各班でやっているんですが、先ほど座長もお話したとおりなんですが、今までは対応、回答として文書化したということなんですが、その件は要らないよと。ただ、今までの流れとして班の中であれがないよ、これがないよとか、あのとおりだよということで班の中では確認したと思うんですが、その中で、今度は班の中での確認ということが出てくると思うんです。それは今までやってきたとおりなんですが、班の中で、始まる前にその辺を確認していただいたほうがよいのかなと思うんですが。柳田委員。
- 委員（柳田政喜君） 先ほど来から副委員長が労力を費やしてきたと言っていましたけれども、班でまとまっていたら労力がかからないんでしょうか、その後。班でまとまり、決めて検証し切れなかったから、その後の次のところで労力がかかっているわけですよ。きちっとある程度、その辺、検証をやはりまとめた際にもしていただきたいなと思うんですけれども。
- 委員長（平吹俊雄君） 我妻合同会議座長。
- 合同会議座長（我妻 薫君） 柳田委員に質問……。チェックするためには、じゃあこの対応欄は残して全体に文書にして残したほうがいいのか。チェックのための合同会議じゃないと、私、さっき言ったのはそういう意味なので、あとはこの対応欄を書くにも班長によって対応がまちまちでした。そうしたら、さっき言われたように最初からこれは載せない班がありました。そうしたら、あれが載ってこなければチェックもできませんでした。ちょっと矛盾します。班長によっては載せない。載せなければあそこでチェックできない。載せないところもあるんだったら最初から載せなくていいと混同しただけであって。載せる班があって、載せない班があって、細かく載せたところが問題にされて、今までのそういう難しさがあったわけですよ。これは全員、皆さん御存じのとおりでございまして。それをチェックするために対応欄、回答欄を残せというのであれば、今度は載せるものも全部細かくチェックするため

には、逆に全部載せなさいとすることになります。合同会議では、それは必要ないだろうというので外すことにしたのであって、その辺の、ちょっと質問者に対して回答になるかどうか。

○委員長（平吹俊雄君） そのほかにございませんか。千葉委員。

○委員（千葉一男君） 検証と次年度への提案の中で、次年度への提案の2番についてちょっとお伺いします。

今までの議論から我々が悩んできたことが、ここで長い間、影ながら思っていて、表現してはいたんだと思いますけれども、そういうお話を聞きながら、この次年度への提案の、全議員の共有化を図るとなっています。だから、多分最終的には今の議論のように議員個人個人をどちらかというと前面に出した対応を考えている。この方法を議員の共有化ということは、共有するというのは、ただ出すだけじゃなくて理解力から何かで、ばらばらが一般的だと思うんですね。その意味で、どちらかという議会という機関で物事の何というか、価値とか認識というものをやってきたと思います。ここをあえて全議員がということが1つ。その意味ですね。狙い。

それから、これをやるために、一応どうしようという議論があったら、もしあったら教えてください。

2つ。これだけです。

○委員長（平吹俊雄君） 我妻合同会議座長。

○合同会議座長（我妻 薫君） これはさっきのお答えしたことに通じるかと思いますが、あくまでも町民がこういう意見、要望、提言を持っていますよということを班ごとに分かれてやるものですから、それを違う班の人たちにもみんなで共有化しようや。どこの地域だからこういう声が出たんだとか、そういうものじゃなくて、全部のそこに行っていない議員についてもみんな共有化しよう。自分だけの財産にしないよ、みんなの議員の財産にしようということでの共有化でございまして、それをどう受けとめるかは、これを合同会議で、この問題を議会でやろうだとか、そこまでは合同会議の権限でもないと思いますので、あくまでも全議員がいろんな町民の声を受けとめてからはどう対応するかは、議員個々人が、よし、これは私が取り上げて一般質問で政策提言やろうやということもあろうかと思いますが、さっきも何回も言いましたけれども、これは常任委員会で共有的に共通課題として検討しようなど共有化を図れば、全議員がどちらかの常任委員会に所属しているわけですから、それを常任委員、一人一人の議員がそれぞれ委員に入っていますから、それを委員会活動に提言するか。それはそれぞれ、それこそ全議員のお力だと思います。誰々さんはこれをやりなさいとか、そこまで合同会議で

は権限を持っていませんので、それについては検討していません。

○委員長（平吹俊雄君） 千葉委員。

○委員（千葉一男君） 多分今まで悩んできたことは、まず1つ目は議会として機関の考えか、あるいは個人かというのが1つ。

あとは、それから、執行部と議会とのどちらに属するかという区別がなかなか難しいよというのが、今までの話の中からうかがえるわけです。その中の1つとして、議会と執行部のどちらが分担する問題というか、テーマかなというのは、例えば議会と執行部が一緒に出て、同じ席に立ちながら町民の皆さんにお話をするという方法はどうかという議論はありませんでしたでしょうか。

○委員長（平吹俊雄君） 我妻合同会議座長。

○合同会議座長（我妻 薫君） 議員か個人かというのはあくまでも受け答えするところでの議論でございましたので、出てきた問題についてどうするのかは、さっきも言ったとおりでございます。

あとは、議員として対応するか、あるいはこれは執行部側かというのは、これはさっきの合同会議の調整分類の中でこれまでどおりこれは執行部に伝えてすぐ課題としてできるものかどうか、これは執行部に伝えるもの、そういったものの分類調整は合同会議の中で残っているということでございまして、これまでどおり。ただ、最初に申し上げましたけれども、今度は執行部からも一つ一つの回答まではもらうことはしない。ただ、対応については後で議会としてもちゃんと受けとめてなくては、議会として聞いてきているわけですから、対応はお願いしますけれども、あとは個々のものが出れば執行部にまた問い合わせするとか、必要になるのかと思いますが、いずれ対応を求める、分類して求めるということは、この合同会議で調整はやるということでございます。

○委員長（平吹俊雄君） そのほかにもございませんか。（「なし」の声あり）意見がないようですので、意見なしと認めます。

次年度の提案については、案のとおりとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平吹俊雄君） 御異議なしと認めます。よって、次年度への提案については、案のとおりとすることに決しました。

次に、要綱の改正に伴い、議会運営基準申し合わせ事項の見直しが必要であります。議会報告会に関する事案であり、このことから合同会議で協議をし、案を作成したところであります。

改正案は新旧対照表のとおりであります。運営基準の改正は全員協議会で決定することになりますが、議会報告会関連でもあり、なお、特別委員会で確認をしたいと思います。御意見ありませんか。（「なし」の声あり）ないので、議会運営基準申し合わせ事項の改正は案のとおり確認し、議長へ報告することとしたいと思います。

お諮りいたします。

平成27年議会報告会の検証を踏まえ、ただいま協議いただきました改正実施要綱により、次年度の議会報告会を行うことにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（平吹俊雄君） 御異議なしと認めます。よって、次年度の議会報告会は、改正実施要綱により行うことに決しました。

なお、議会報告会取りまとめの中の執行部への伝達に係る分についての回答をいただきましたので、合同会議で整理をしていただき、平成27年議会報告会結果を提出していただきました。内容につきましては、既にお目通ししていただいているところだと思います。平成27年議会報告会結果につきましては、ホームページ及び町の行政情報コーナーで公表をいたします。

日程第3 特別委員会の中間報告について

- 委員長（平吹俊雄君） 日程第3、特別委員会の中間報告についてを議題といたします。

平成26年3月に本特別委員会が設置されて以降の取り組みについて本日の特別委員会での確認事項を反映させた形での報告としたいと思います。

資料の準備の関係から、暫時休憩いたします。再開は11時25分。

午前11時16分 休憩

午前11時25分 再開

- 委員長（平吹俊雄君） 再開いたします。

ただいまの出席委員13名でありますので、本特別委員会は成立いたしております。

休憩前に引き続き会議を行います。

ただいま、行財政・議会活性化調査特別委員会中間報告書（案）を配付させていただきました。案につきまして御説明いたします。

1ページ以降になりますが、議会活性化への取り組みとして、平成26年と平成27年の10月に議会報告会を行っております。参加状況、実施班構成、質問、意見・要望事項件数、次年度へ

の提案につきましては、記載のとおりとなっております。また、４ページ以降には、本特別委員会での取組項目及び取組方法、委員会名簿、審査経過、確認事項、研修会についての記載をしております。また、６ページ以降になりますが、昨年の９月の関東・東北豪雨災害の際の被害調査と県へ提出した要望書について記載しているところであります。案の内容につきましては、以上のとおりであります。この件につきまして各委員の御意見をいただきたいと思ひます。

御意見ありませんか。（「なし」の声あり）意見がないようですので、意見なしと認めます。
お諮りいたします。

特別委員会の中間報告については、案のとおりとしたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（平吹俊雄君） 異議なしと認めます。よつて、特別委員会の中間報告につきましては、案のとおりとすることに決しました。

次に、中間報告は平成28年第１回美里町議会定例会で報告したいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（平吹俊雄君） 異議なしと認めます。よつて、平成28年第１回美里町議会定例会で報告することに決しました。

なお、議員定数及び議員報酬に係る今後の進め方につきましては、委員全体での協議のもとで考え方を整理したいことから、平成28年第１回美里町議会定例会終了後に特別委員会を開催したいと思ひます。日程等については後日連絡させていただきます。

これをもって、本日の……。橋本委員。

- 委員（橋本四郎君） 特別委員会、これで終わるんじゃなくして、最近出た問題で特別委員会の取り組みの内容があるので、そのことについて発言を許してほしい。いかかですか。
- 委員長（平吹俊雄君） 休憩いたします。

午前１１時２９分 休憩

午前１１時３５分 再開

- 委員長（平吹俊雄君） 再開いたします。

これをもって本日の会議を終了いたします。

大変御苦勞さまでした。

午前 11 時 35 分 閉会

上記会議の経過は、事務局長吉田 泉が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成 2 8 年 2 月 1 8 日

委 員 長